明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により適格都道府県センターの認定を行った件（国家公安委三九）　一
○古物営業法施行規則第十二条第一項の規定に基づき行商従業者等の様式を承認する件（同四〇）　二
○適格消費者団体を公示する件（消費者庁一〇）　二
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十八年分～平成二十三年分）を公表する件（総務四二）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件（同四二）　六
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務三五八～三六一、三六四、三六五）　六
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三六二）　八
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三六三）　一〇

〔官庁報告〕

国家試験
第四十五回社会保険労務士試験合格者（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一〇

特殊法人等
独立行政法人中小企業基盤整備機構入札、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構平成二十四年度財務諸表、企業年金連合会平成二十四事業年度決算等、特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一〇

地方公共団体
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇

会社その他
会社決算公告　一〇

告示

○国家公安委員会告示第三十九号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により、次の適格都道府県センターの認定を行ったので、同法第三十二条の七の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月八日　国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名
ア　名称　公益財団法人青森県暴力追放県民センター
イ　住所　青森県青森市新町二丁目二番七号青銀新町ビル四階
ウ　代表者の氏名　今　豊
(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人青森県暴力追放県民センター
イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　青森県青森市新町二丁目二番七号青銀新町ビル四階
(三)　認定をした日　平成二十五年十月二十四日
二(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名
ア　名称　公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター
イ　住所　群馬県前橋市江田町四百四十八番地の十一
ウ　代表者の氏名　小林　哲雄
(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター
イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　群馬県前橋市江田町四百四十八番地の十一
(三)　認定をした日　平成二十五年十月二十四日
三(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名
ア　名称　公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センター
イ　住所　新潟県新潟市中央区東出来島十一番十六号
ウ　代表者の氏名　猪股　良二
(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センター
イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　新潟県新潟市中央区東出来島十一番十六号
(三)　認定をした日　平成二十五年十月二十四日
四(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名
ア　名称　公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター
イ　住所　静岡県静岡市駿河区南町十一番一号
ウ　代表者の氏名　堤　京一
(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター
イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　静岡県静岡市駿河区南町十一番一号
(三)　認定をした日　平成二十五年十月二十四日